

鉄道敷設用地買収について

津 川 正 幸

一

わが国の幕末維新における陸上交通の様相は、文字通り戎馬倥傯の時期にあたり、諸事多端の例にもれず、繁多混乱をきわめる状態にあつた。明治政府は、五街道をはじめ諸道の宿駅助郷制度を改正する必要にせまられ、まず明治元年三月に、従来特定の村落のみに賦課していた助郷役の課役形態を改め、「諸道助郷各村ノ分賦平等ナラサルヲ以テ今其編成ヲ改革シ各駅近傍ニ於テ公私ノ別ナク」⁽¹⁾、「天下之公課」として、あまねく海内一般に助郷役を課することを布令た。しかしながらその後いくたびか機に臨んでは、駅法改正の法令を出したが、当時の物価騰貴と交通量の増大によつて各宿駅は多額の出費に煩勞した。これは政府の交通政策が、根本的には旧幕時代の諸制度をそのまま踏襲し、これを一部手直したにすぎないものであつたことによるところであらう。

こうした状態のもとで、他方においては、西欧の先進的文化の影響をうけ、諸事一新、文明開化の風潮はようやく盛んになりつつあつて、交通面においても、海上交通に蒸気船が出現したような状態であつた。一方、鉄道敷設

に對する関心は、「蒸氣車ノ儀ハ、近来西洋各国専ラ流行ニテ、国内河海船運不便ノ國々並ニ瞬刻時限ヲ惜ミ往来致シ候事柄ニハ、必用ノ器械ニコレアル由ノ処、御國ニテハ未タ其器械並ニ車道トモコレナク容易ニ取開キ難キ物ノ由、去ナガラ追テハ是非トモ、兩京大阪ノ間又ハ東京ヨリ陸羽辺ノ間、汽車道取開キタク、左候ヘハ數百里ノ險程纒ニ一昼夜ノ間ニテ循環往復致シ、御國方今米穀其他ノ物品欠乏騰貴ノ患ヒヲ救ヒ、融通平均イタシ候ハ勿論曠漠不毛ノ原田開墾ヲ起シ候儀ニテ、別テ非常緩急ノ節、戒嚴出兵共迅速ニ相整ヒ、富強ノ為ノ武備肝要ノモノニ相聞候間、一日モ速ニ相開キタキ儀ニ候ヘトモ云々。」⁽²⁾と外務省上申にみられるように、政府の一部において多大の関心がよせられ、陸上交通の近代化が画策されていた。

しかし同じ諸事近代化、富国強兵の施策を考慮するものであつたにしろ、鐵道敷設のような「不急ノ冗費ヲ速ニ軍艦製造ノ用ヘ御移シ遊バサレ兵威興張・宇内統一ノ御基本立候様云々。」⁽³⁾との反対意見もあり、さらに世俗一般の反抗も予想された状況にあつて、政府はその必要を痛感しつつも鐵道敷設の議を決しかねていた。ようやく明治二年十一月になつて、イギリス公使パークス Parkes, Sir Harry Smith の進言に力を得て、⁽⁴⁾ 諸方の反対を押切り、鐵道敷設の決議をおこなつた。

二

鐵道建設事業の創始については、まずその決議からはじまり、工事区間の工事完成にいたるまで、その間のいずれの事業をとつてみても容易になしえたことではなかつたであろうことは推察出来る。しかしながら、従来あまり明らかにされていない点でもあり、しかも一説によると、絶対主義の統一政権によつておしすすめられ、「お上の威

勢といえはすばらしいものであるから、棒杭を打つて、片つばしからどしどし買収にかかったので、この方は簡単であつた。」⁽⁵⁾と伝えられている用地の買収についてもそう簡単には解決されなかつたであろうと考えられる。そこで本稿においては、主として大阪・神戸間鉄道敷設に関する用地買収について、とくに兵庫県の若干の史料により、如何にして用地買収問題が解決されたかを考察しようとするものである。

さて東京・横浜間の鉄道建設の開始は、明治三年三月十七日、「令シテ東京神奈川間ノ鉄路線地ヲ測量ス」

(維新日記) とあるが、普通には同年三月二十五日に土地測量に着手したとされている。⁽⁶⁾これに対して神戸・大阪間の測量開始は、「神戸開港三十年史」によると、それは明治三年七月六日、鉄道用地の踏査に着手すと記るされている。しかし実際には、同年七月三十日のことであつたらしい。⁽⁷⁾この測量には、技師としてイギリス人建築副役エングランドをはじめとする外人技師が雇傭されその事業にあたらしめた。そこで本省より指示を受けた兵庫県庁では、一般に対して、不慮の事故の防止と外人保護の必要から、踏査を妨害しないようにとの諭告を發令し、さらに外人技師護衛のために随員を附属させるなどの処置をとつた。⁽⁸⁾

測量につづいて用地買収・土木工事が始められるわけであるが、用地買収は、本格的には、明治四年から開始されている。一方土木工事は、まず石屋川隧道工事からはじめられ、それは明治三年閏十月二十四日に着手されている。したがつて同年十月には、一般的な土地測量は一応終了し、路線敷設の計画図は大略出来上がつていたと考ええてよいであろう。といつてもこれが最終決定までそのまま一貫されたのではなく、後述するように細部にわたつては変更箇所が出てきている。

石屋川隧道開さく工事につづいて、同三年十一月に全線の工事が起工され、同七年五月十一日に開業式が執行さ

鉄道敷設用地買収について (津川)

四

れた。その間の建築費用の内訳をまず見ておくと、第一表の通りである。⁽⁹⁾このうち鉄道その外の用地買収に要した

第1表 大阪神戸間鉄道建築表

自明治3年3月
至同 10年6月

興業費 里程 20 英里	
1 英里ニツキ平均 円 216,095.00	
費 目 内 訳	金 額
線 路 測 量 費	9,371.169
鉄 道 其 外 用 地 購 入 費	104,613.960
障 碍 人 家 其 外 移 転 費	99,026.538
土 工 費	240,974.457
大 小 橋 梁 架 設 費	542,717.390
大 小 渠 溝 樋 築 造 費	114,537.626
柵 矢 来 門 戸 建 築 費	16,266.376
停 車 場 及 附 属 舎 建 築 費	640,071.997
電 信 線 架 設 費	4,646.051
木 石 材 及 物 品 貯 蓄 費	130,322.074
外 国 機 械 及 物 品 購 入 費	1,574,148.125
隧 道 築 造 費	228,383.761
官 舎 其 外 修 繕 費	25,163.226
興 業 に 係 る 雑 費	46,121.716
官 吏 並 備 員 月 給 旅 費	148,536.767
備 外 国 人 給 料 旅 費 其 他	325,614.638
計	4,250,515.871

金額は、総建築費用額の約二・四パーセントにすぎない。さらに用地買収に附帯する家屋土蔵その他の移転手当金

を加算しても総費用額の五パーセントに達しない金額である。しかしこの金額の総費用額のうちにしめるパーセンテージの多寡がそれぞれの問題の難易を示すものではない。すなわち用地買収費なるものは、他の費目にあげられた費用のそれぞれとは異なつた意味の対人関係、所有関係のからみあひのあつたもので、用地購入費ならびに人家移転費に費いやされた金額には、測量費をのぞく他の費目の支出にさきだつて、まず解決されていなければならなかつた基本的なものであつたとところに重大な意義があるといえるであらう。

三

さて、用地買収の措置は、土地測量の一応の終了につづいてとられたところであつて、大阪府においては、三年閏十月二十八日、工部省ならびに正院の達により、「鉄道用地内ノ家屋土蔵ノ買収又ハ移転料等ニ関スル件」⁽¹⁰⁾の布令を發している。兵庫県においても、「神戸ステーション」建設用地にあてられた旧福原一円を民部省用地として官有化することに決定され、同年十月二十七日を期限として住民は新福原へ移転するよう命ぜられており、大阪府、兵庫県とも同時期に同様の措置がとられたであらうことが推察される。⁽¹¹⁾

かくして鉄道用地の官有化ならびに買収が進められたのであるが、いま両府県における逐年の用地買収状態をみると第二表にみられるような状態である。用地買収は年を追つて部分的になされたこと、したがつて一時的に用地が調査・測量され、順調に買収されていつたのではないことが判明する。しかもその反当価格・代金については、地域差は勿論のこと、同一地域の田地と畑地のみについてみても、常識的に考えられる上位田畑の優位性は破棄され、それは鉄道用地という特殊の用途によつて、上田・上畑よりも、下田・下畑の方が、土盛りその他の土木工事

第2表 大阪神戸間鉄道用地買上反別代価調書
 自4年3月
至7年12月

村名	買年	上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	相当価格
大阪西成郡 北野村	4.	3	大阪ステーション 用地	上田	.527	32.45	55.00
			"	中田	2.7129	164.58	60.00
			"	下田	.927	64.35	65.00
			"	上畑	.900	40.50	45.00
			"	中畑	.224	14.00	50.00
	6.	2	"	田	10.4171	402.159	38.458
	6.	3	"	"	8.716	376.55	43.0179
	6.	10	"	"	3.003	170.45	56.627
			"	"	10.027	773.46	76.656
	7.	10	"	"	1.015	68.25	65.000
曾根崎村	4.	3	大阪ステーション 用地	田・屋 敷	8.003	530.65	65.000
			"	田	2.700	98.40	56.444
	6.	2	"	"	51.704	2611.133	50.492
	6.	3	"	"	16.014	778.070	49.048
	6.	10	"	"	21.517	1637.117	75.944
			ステーション外新 溝敷	"	.421	30.55	65.000
	7.	5	ステーション 外新溝敷 通路	"	4.212	319.10	(75.000 77.000)
	上福島村	5.	10	安治川枝線	田	11.421	401.45
5.		11	本路線用地	"	9.409	330.05	35.000
下福島村	5.	10	安治川枝線	田	6.918	259.62	(35.000 42.500)
野田村	5.	10	"	田・畑	14.826	644.3167	(35.000 75.000)
浦江村	5.	11	線路用地	田・畑	18.218	668.8766	(36.000 70.000)
			"	田	6.421	226.200	(34.000 40.000)
塚本村	6.	5	溝敷	"	.203	7.587	36.128
	6.	6	"	"	.110	4.933	37.000
	6.	10	"	"	.808	29.760	36.000
	5.	11	"	田・畑	31.7219	1213.800	

 鉄道敷設用地買収について
(津川)

鐵道敷設用地買取について
 (津川)

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格	
塚本村	7. 4	線路追増・溝敷	田	.412	20.68	47.000	
		"	"	.218	13.00	50.000	
		"	"	.900	47.70	53.000	
			中津川堤防外橋床	畑	.506	19.240	37.000
	7. 7	"	田	.124			
野里村	6. 4	線路用地	田	6.610	319.459	48.159	
	6. 6	溝敷	"	.318	15.600	43.335	
	6. 10	"	"	1.324	64.700	46.884	
	7. 4	"	"	.027	4.500	50.000	
		"	"	.109	7.150	55.000	
御幣島村	6. 4	線路用地	田	.520	62.666	40.000	
	6. 6	溝敷	"	.021	2.800	40.000	
	6. 10	線路用地	"	1.116	52.100	45.173	
	7. 4	溝敷	"	.006	1.060	53.000	
佃村	6. 4	線路	畑	1.708	98.420	57.000	
	6. 6	溝敷	田	.700	35.000	50.000	
	7. 4	"	"	.624	30.600	45.000	
三津屋村	6. 4	線路	田	8.104	243.400	30.000	
	6. 6	溝敷	"	1.919	58.900	30.000	
	6. 10	"	"	.203	6.300	30.000	
	7. 4	"	"	.306	9.600	30.000	
加島村	6. 4	線路	田	30.214	1137.773	37.616	
		"	畑	25.723	1462.416	56.734	
			神崎川鉄橋床潰地	"	5.310	53.333	10.000
	6. 6	溝敷	田	.527	24.780	42.000	
	6. 10	"	"	.406	16.86	40.142	
		"	"	.112	6.30	45.000	
6. 12	"	"	1.209	48.30	39.268		

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	相当価格	
加島村	6. 12	溝 敷	畑	.618	42.24	64.000	
	7. 4	"	田	.021	2.94	42.00	
大阪堂島浜 4.5町目外	4. 11	鉄道元ステーション	地 坪	7522.251	4701.3781		
	4. 11	元馬車道	"	162.00	81.00	坪 .50	
新船町 安治川上通 二丁目	4. 11	"	"	70.44	44.025	.625	
	5. 11	安治川枝線	"	173.25	108.031		
川辺郡 水堂村	7. 2	"	"	12.3	7.6875	.625	
		線 路	田	24.5118	400.661	* 13.606の 2割増	
		"	畑	.216	3.01	* 9.90 "	
		"	屋 敷	.629	20.063	* 23.9987 "	
		"	荒地	.5191	3.006	* 5.3333 "	
		線 路 追 増 地	田	1.603	25.843	* 13.3763 "	
		"	屋 敷	.103	3.204	* 23.982 "	
		溝 敷	田	.601	10.064	* 16.6807 "	
		"	屋 敷	.126	5.369	* 23.9687 "	
		7. 12	道 敷	田	2.4031	38.424	* 13.2846 "
		"	屋 敷	.112	3.97	* 23.6185 "	
		七松村	7. 2	踏 切 道 敷	田	1.209	18.94
線 路	田			22.709	458.314	* 16.8028 "	
線 路 追 増 地	"			1.7196	33.305	* 15.7217 "	
上島村	7. 12	踏 切 道 敷	"	.712	12.659	* 14.2554 "	
		線 路	田	.228	5.491	* 15.6094 "	
三反田村	7. 2	"	"	.0056	.349	* 15.5948 "	
		線 路	田	10.421	108.836	* 8.6625 "	
		"	畑	.226	6.148	* 17.8713 "	
		線 路 追 増 地	田	.8066	9.774	* 9.9087 "	
		"	畑	.0116	.83	* 17.8996 "	
7. 12	踏 切 道 敷	田	1.1089	12.218	* 9.0133 "		

鉄道敷設用地買収について (津川)

鉄道敷設用地買収について (津川)

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格
尾浜村	7. 2	線 路	田	5.8192	96.572	地券 * 13.7239
		線 路 追 増 地	〃	.3207	5.392	* の2割増 12.1761 〃
	7. 12	川 敷	〃	.7239	8.911	* 9.5243 〃
		溝 敷	〃	.6043	5.508	* 7.4715 〃
東難波村	7. 2	線 路	田	11.9015	249.414	* 17.4586 〃
		〃	畑	1.2159	39.66	* 26.3766 〃
	7. 12	線 路 追 増 地	田	.8285	17.024	* 15.8513 〃
		溝 敷	〃	.312	6.124	* 18.0117 〃
西長洲村	7. 2	川 敷	〃	1.301	23.239	* 14.8588 〃
		線 路	田	9.0095	91.648	* 8.4561 〃
		〃	畑	.1273	1.82	* 7.9424 〃
	7. 12	線 路 追 増 地	田	.6275	6.066	* 8.7702 〃
		〃	畑	.0056	.133	* 5.9485 〃
		川 敷	田	.0241	.802	* 8.3156 〃
金楽寺村	7. 2	線 路	田	1.312	56.671	* 35.2432 〃
		同 追 増 地	〃	.1165	4.168	* 22.4064 〃
中長洲村	7. 2	線 路	田	4.511	61.871	* 11.365 〃
		〃	畑	3.113	104.396	* 27.6766 〃
		〃	田	.0154	.995	* 16.1503 〃
	7. 11	〃	畑	.0275	1.078	* 9.797 〃
		神崎ステーション	田・畑	4.7211	80.978	* 16.9753 〃
		線 路 追 増 地	〃	.4214		
		道 敷	〃	1.1133	19.425	
7. 12	川 敷	田	.7162	10.066	* 11.1246 〃	
	〃	畑	.7195	8.868	* 9.6601 〃	
	新 溝 敷	田	.0153	.947	* 15.4705 〃	
東長洲村	7. 2	線 路	田	9.1225	125.092	* 11.3616 〃
		〃	畑	.628	9.99	* 12.0072 〃

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	相当価格
東長洲村	7. 2	線 路	田	.2038	2.452	*9.6084 "
	7. 11	神崎ステーション	田 畑	5.8098	107.011	*18.3471 "
		線 路 追 増 地	"	.5237	10.623	"
		道 敷 ・ 溝 敷	"	4.8171	89.112	"
	7. 12	川 敷 ・ 溝 敷	"	.2031	2.862	*13.6071 "
		踏 切 道 敷	"	.117	1.75	*9.3067 "
	"	"	1.3171	18.175	*11.1613 "	
潮江村	7. 2	線 路	田	2.025	46.933	*22.5278 "
	7. 11	神崎ステーション	"	.324	6.776	*17.8357 "
		線 路 追 増 地	"	.112	2.497	"
	"	"	.010	.594	"	
浜 村	7. 2	線 路	田	14.8003	317.444	*21.4474 "
	7. 11	同 追 増 地	"	1.022	21.882	*20.3867 "
		道 敷 ・ 溝 敷	"	3.2084	65.808	"
西川村	7. 2	線 路	田	6.017	114.155	*15.7065 "
	7. 11	"	"	.4026	8.392	*20.5363 "
		道 敷 ・ 川 敷	"	.714	15.334	"
常光寺村	7. 2	線 路	田	1.212	28.276	*19.0026 "
	7. 11	同 追 増 地	"	.162	1.119	*20.7282 "
武庫郡 守具村	4. 12	旧 線 路	田	7.913	422.180	*53.1499 "
		(不 用 払 下)		(7.913)	(133.327)	(16.7847)
	7. 2	線 路	田	3.627	141.902	*32.0466 "
		"	畑	5.805	84.434	*12.0966 "
	7. 2	同 追 増 地	田	.921	27.908	*23.9762 "
		"	畑	5.211	67.176	*10.69 "
	溝 敷	田	.312	9.718	*23.8175 "	
	道 敷	畑	.112	1.008	*6.0000 "	
西宮町	4. 12	線 路	上 田	14.103	701.9725	*49.75 "

鉄道敷設用地買収について (津川)

鉄道敷設用地買収について
 (津川)

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	相当価格	
西宮町	4. 12	線 路	中 田	18.106	1114.38	* 61.50 "	
			下 田	5.107	322.7698	* 63.00 "	
			下々田	.421	35.25	* 75.00 "	
			上 畑	.307	10.3466	* 32.00 "	
			中 畑	5.726	214.1064	* 37.00 "	
			(内線路付替不用地)	"	(2.3168)	(35.89)	* (15.2334)
	7. 2	線 路	下 畑	4.607	180.3099	* 39.00 "	
			下々畑		40.3462	* 46.375 "	
			屋 敷	.026	4.0188	* 46.375 "	
			畑	1.824	26.044	* (13.6418 10.6766)	
			田・畑	9.8244	296.054	* (26.1954 16.9972)	
			田	1.603	52.016	* 26.9236	
			畑	8.127	148.399	* 15.0996 "	
7. 12	道 敷 ・ 川 敷	"	.205	3.900	15.000 "		
		田	3.006	92.231	* 25.405 "		
		畑	.503	10.121	* 16.5372 "		
		西宮ステーション 増地	"	5.509	109.26	* 16.4647 "	
津門村	7. 2	線 路	田	11.624	147.764	* 10.5425 "	
			西宮ステーション	"	.118	1.894	* 9.8625 "
			畑	1.402	16.648	* 9.8623 "	
芝 村	7. 2	西宮ステーション	畑	.2286	8.483	* 23.9359 "	
			同所中ノ線路	"	.6045	25.76	* 34.9056 "
今津村	7. 2	線 路	田	3.8238	77.289	* 19.9232 "	
下瓦林村	7. 2	"	"	.7155	16.494	* 18.2861 "	
瓦林村	7. 2	線 路	田	6.300	199.890	* 26.4404 "	
			畑	1.314	24.007	* 14.856 "	
			屋 敷	.715	21.188	* 23.5426 "	
			荒 地	.901	4.517	5.000	

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格
耳林村	7. 2	線路追増地	田畑	2.405	69.194	
	7. 12	川・道・溝敷	田	.9072	11.197	* 10.0984
		"	"	畑	.8072	4.787
上瓦林村	7. 2	"	屋敷	.2027	6.432	* 25.6459
		線路	田	6.3143	122.324	* 16.0589
	"	"	畑	1.9075	29.827	* 12.912
下新田村	7. 2	同追増地	田	.019	1.198	* 15.7587
		"	畑	.2086	3.301	* 12.0309
	7. 2	線路	田	9.010	206.417	* 19.0423
		"	荒地	6.319	31.817	5.000
	7. 12	新堀川附替潰地	田	3.3249	58.20	* 14.3363
		中川附替潰地	"	.0047	.245	* 13.0268
		溝敷	"	.2131	4.159	* 14.2247
		新堀川附替潰地	"	.118	2.88	15.000
		"	荒地	4.3152	65.26	15.000
		中川附替潰地	田	.107	2.22	15.000
"		荒地	.5274	8.87	15.000	
溝敷		田	.2064	3.37	15.000	
今北村	7. 2	"	荒地	.4036	6.18	15.000
		線路	田	15.7183	394.025	25.000
	"	畑	1.9243	49.525	25.000	
	"	池床 切開	4.228	38.64	9.000	
	溝敷	田	7.2236	181.967	25.000	
	"	畑	1.5061	38.008	25.000	
	"	池床 切開	.800	7.20	9.000	
7. 12	"	屋敷	.025	1.064	* 12.9811	
	道敷	荒地	1.3135	33.625	25.000	
浜田村	7. 2	線路	畑	4.3013	57.678	13.400

鉄道敷設用地買収について

(津川)

一一一

鉄道敷設用地買収について
 (津川)

村名	買年	上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格
菟原郡 小野新田	4. 12		旧線路	畑	.007	1.0819	46.375
			(同地不用払下)	〃	(.007)	(1.585)	*(79.928)
生田村	7. 2		線路	畑	.423	52.433	110.000
			〃	〃	.005	1.825	109.543
	4. 12		生田川以東線路	中田	.326	23.7796	61.50
			〃	下田	.203	12.23	63.00
			〃	中畑	.403	15.17	37.00
	7. 2		生田川以西線路	田	4.828	613.026	25.277
熊内村			溝敷	田	.2068	30.602	37.438
			〃	畑	.0085	4.427	156.2605
	4. 12		線路	上畑	.917	30.6131	32.000
			〃	下畑	.821	32.190	37.000
	5. 7		(不用地払下)	〃	(.107)	(4.0466)	(32.8111)
	4. 12		線路	上田	.605	36.9996	60.000
			〃	中田	1.710	108.3331	62.50
	5. 7		(内不用地払下)		(1.207)	(86.9905)	
	7. 2		線路	田	3.0133	233.62	76.7393
			溝敷	〃	.1102	10.042	74.9402
滝寺村	5. 1		線路	畑	1.011	38.3564	37.000
	7. 2		〃	田	.1108	9.421	69.272
中村	4. 12		〃	中田	.114	8.5063	58.000
			〃	上畑	.3293	12.5263	31.50
			〃	中畑	3.8173	142.7334	37.000
			〃	下畑	1.2019	50.6659	42.000
筒井村	4. 12		線路	田・畑	6.308	310.6147	(61.50 32.00)
脇浜村	4. 12		〃	畑	13.520	494.2731	(32.00 37.00)
	5. 7		(内不用地払下)	〃	(.324)	(13.81)	(36.3421)

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	相当価格
脇浜村	7. 2	溝	敷畑	.10651	1.001	8.6251
岩屋村	4. 12	線	路畑	.0255	3.315	39.000
	7. 2	"	元池床 田	1.027	9.372	10.0078
		(代地渡分)	(田畑)	(.911)		
原田村	4. 12	線	路田畑	12.713	656.2463	(64.00 31.50)
稗田村	4. 12	"	上田	4.1217	207.5734	49.75
		"	下田	.023	4.8296	63.00
		"	上畑	.706	23.04	32.00
都賀森村	4. 12	線	路田畑屋 敷	1.6116	70.3562	(55.50 28.00)
河原村	4. 12	"	田畑	12.013	652.8611	(63.00 49.75)
新生村	4. 12	"	田	6.0015	429.5325	(72.00 64.75)
八幡村	4. 12	"	田	2.312	145.4028	(63.00 64.50)
		"	田畑	7.523	480.6731	(75.00 49.75)
	5. 7	(内不田地払下)	田	(2.201)	(114.8811)	(52.1397)
	7. 2	踏切道潰地	"	.0095	1.693	* 44.5672
高羽村	4. 12	線	路田	2.327	153.136	(64.25 63.00)
徳井村	4. 12	"	田畑	5.603	335.1053	(63.00 37.00)
石屋村	4. 12	"	"	4.007	181.9011	(61.50 32.00)
平野村	4. 12	"	"	.703	31.6029	(47.00 37.00)
御影村	4. 12	"	田	6.325	336.9898	(63.00 49.75)
郡家村	4. 12	線	路田	4.3181	265.373	(75.50 57.00)
住吉村	4. 12	"	田・畑	9.126	456.0204	(61.50 32.00)
		"	屋敷	1.501	69.7169	46.375
	7. 9	住吉ステーション	田	2.615	93.708	* 29.4679
		"	屋敷	1.311	52.932	* 33.00
		"	畑	2.7091	41.983	* 12.8138
野寄村	4. 12	線	路上田	.5047	33.0022	64.000
		"	下田	5.325	376.833	70.000

鉄道敷設用地買収について
(津川)

鉄道敷設用地買収について (津川)

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格
野寄村		線 路	畑	1.2198	45.576	36.000
岡本村	4.12	"	田	4.9043	338.0981	(70.000 64.000)
	7.2	天井川木橋道敷	"	.214	9.885	* 40.077
田中村	4.12	線 路	田	6.209	356.065	(63.00 49.75)
	7.2	天井川木橋道敷	"	.105		
小路村	4.12	線 路	田・畑	3.425	146.3061	(72.00 31.50)
田辺村	4.12	線 路	上田	.204	11.0932	52.00
		"	中田	2.113	137.1731	64.00
		"	下田	1.915	126.75	65.00
	7.2	溝 敷	田	.015	1.068	21.36
	4.12	線 路	田・畑	3.105	188.8679	(63.50 31.50)
北畑村	7.2	溝 敷	田	.104	4.636	40.906
	4.12	線 路	上田	.115	8.400	56.000
中野村		"	"	1.903	95.0225	49.750
		"	上畑	.222	12.2998	45.000
		"	"	.200	6.400	32.000
		"	中畑	.221	9.990	37.000
		"	下畑	.100	3.900	39.000
森村	4.12	線 路	田畑	13.1244	706.4974	(63.50 37.00)
		"	屋敷	.2274	16.096	55.25
	7.12	踏切道潰地	田	.215	10.525	* 35.084
三条村		"	"	.021	2.071	* 24.6571
	4.12	線 路	田	5.5021	275.5579	(73.00 37.75)
芦屋村	7.12	溝 敷	"	.2223	5.334	* 16.2031
	4.12	線 路	田・畑	12.817	694.6147	(75.00 37.00)
	5.7	(不用地払下)	田	(.404)	(13.256)	(32.071)
	7.2	線 路	"	.404	10.565	25.5606
		川 敷 潰 地	"	4.020	127.711	31.4043

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格
芦屋村		道敷潰地	畑	1.019	19.035	17.9013
	7. 12	線路追増地	田	.514	21.312	* 32.4882
打出村		"	"	.017	1.217	
	4. 12	線路	田	16.917	985.8539	58.1396
		(不用地払下)	"	(12.425)	(351.714)	(28.1747)
		線路	畑	5.422	225.5207	41.2035
		(不用地払下)	"	(5.422)	(112.551)	(20.5635)
	7. 2	線路	田	.910	279.69	31.3086
		"	畑	9.6053	248.502	25.8389
		新田川付替潰地	田	3.728	118.565	31.256
	4. 8	神戸ステーション	田畑屋敷	31.503	1269.5834	田畑40.00 荒地30.00 20.00
		新福原(代地)	田畑	37.418		93.50 68.25
八 部 郡 兵 庫 津	4. 12	神戸ステーション	田畑	33.609	2754.3416	
		"	綱干場	.028	4.3632	46.75
	5. 2	相生橋床地	田	.4115	146.972	335.2999
	6. 4	神戸ステーション	屋敷	1398.2坪	1694.758	(坪)1.2121
		"	"	676.25 "	615.688	" .9091
		"	"	(反)1.807	546.999	(反)300.000
		"	田畑	47.9025	14372.499	300.000
		"	見取	3.517	990.865	
		"	高外	3.3003	305.158	92.444
	6. 7	元溝敷囲込 神戸ステーション	畑	.916	176.259	184.8877
		"	屋敷	.5161	166.100	300.000
	7. 5	"	"	(坪)1128.7	4512.10	(坪)5.00 2.00
	"	元道敷	(") 548.6	548.60	坪 1.00	
	"	田畑	(") 7162.4	12829.025		
坂本村	4. 12	線路	畑	.015	3.25	65.000
	5. 2	相生橋床地	田	.303	109.988	354.800

鉄道敷設用地買収について (津川)

鉄道敷設用地買収について (津川)

村名	買年	上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格	
坂本村	7. 5		ステーション用水床	田畑池床		315.723	(70.00 63.00)	
	7. 12		相生橋近傍合図柱床	地坪	1	2.750	(坪)2.750	
宇治野村	5. 2		線路相生橋床	田畑	1.8135	835.8766	(503.30 280.80)	
	4. 12		線路	"	4.211	287.6829	(75.00 65.00)	
神戸町組 3番組	5. 7		(内不用地払下)		(.616)	(43.8324)	(67.0907)	
	4. 4		線路 代地(湊町二町)	畑	.509	48.436	63.5088	
	4. 12		線路 (内不用地払下)	田	2.019	193.3363	93.7495 (93.75)	
2番組	4. 4		線路	畑	7.0148	644.506	63.5085	
	4. 5		"	"	1.114			
	5. 7		(内不用地払下)	"	(.313)	(32.1871)	(93.7497)	
	4. 12		線路	田	2.514	238.7494	93.75	
1番組	5. 7		(内不用地払下)	"	(2.514)	(238.7495)	(93.749)	
	7. 2		線路	地坪	184.54	799.39	(坪)4.3318	
	4. 4		線路	田畑	6.517	599.4574	63.5085	
	5. 7		(内不用地払下)	"	(1.603)	(150.9375)	(93.75)	
	4. 11			線路	屋敷	.121	156.25	(坪).625
				"	畑	.421	44.0625	93.75
				"	"	1.012	97.50	93.75
	5. 7			(内不用地払下)	田畑	9.429	890.3119	(93.75 93.7499)
				(内不用地払下)	田	(6.121)	(578.4374)	(93.7499)
	5. 4			三宮ステーション	地坪	2048.	827.20	150.00
			(内不用地払下)	田	(2020.1)	(3092.819)	(坪)(1.531)	
6. 7		三宮ステーション		(坪)111.48	335.40	(坪)3.00		
6. 9		松屋町腹線路		(")25.83	61.61	" 2.385		
7. 2			三宮ステーション 生田宮筋以西線路		(")5050.71	6060.57	" 1.1999	
			(不用地払下)		(")94.8)	(284.40)	" 3.000	

村名	買年 上月	用途	地目	反別 (反)	代価 (円)	反当価格
北野村	4. 12	線路	畑	.612	54.40	85.00
		(不用地払下)	〃	(.612)	(50.032)	(78.175)
生田宮村	5. 9	道敷潰地	田・畑	3.825	176.765	45.5189
	4. 12	旧線路	〃	1.715	121.250	69.2857
		(不用地払下)		(1.715)	(392.248)	(224.1417)
	7. 2	生田宮筋新線路		(坪)435.2	380.80	(坪).875

鉄道敷設用地買収について
(津川)

- (註) 1. 本表は国鉄総裁室文書課所蔵「鉄道院文書」—鉄道寮事務簿—明治8年3月 大阪神戸間鉄道用地調書—により作成した。
2. 表中 *印のあるのは、地券平均価格であつて、反当価格はこの金額の2割増しである。
3. 反当価格欄のうち()を用いている金額は、田畑の最高と最低の反当価格である。
4. 反別、代価、反当価格欄のうち空白になつている個所があるが、これは原本には数字が明記されている。転写の折の不備により明確さをかくので空白のままにおいた。
5. 鉄道院文書の閲覧にあつては、国鉄総裁室文書課の結城・堺両氏に多大の便宜をはかつていただいたことを附記する。

を行う上での相対的価値が高いと判断されたものか、高価格で買収されていることもある。それでありながら反当価格は「地券平均値段の二割増し」という統一的な基準が定められていること。など、買収決定と同時に代価が定められたものか否か、代金支払は即時的に行なわれたものか否か等々、種々の疑問の残るところである。したがって右のような事情を明らかにするために順を追つてみてゆくことにする。

兵庫県においては、明治四年に工部省の出張所である神戸鉄道寮から鉄道用地予定地の買収の掛合いをうけ、多少の出入りはあつたが一応の落着をみて、同年十一月には、それら買収田畑の租税引方を大蔵省に申請している。その後書きによると、

「右者当地出張工部省ヨリ鉄道線内御用地ノ儀掛合ニ付取調候処、書面ノ通り減方相成、尤右鉄道線建築中ニテ未タ確定不致場所モ有之候間、此上出入出来候ハハ尚検査ノ上、来申年ニ至リ更ニ可申上候得共、当未潰地高反別書面ノ通り相違無之候間、同年老年引方相成候様御証印被下度此段相伺申候。以上」⁽¹²⁾とあり、これに対しては何の通り認可されている。

ついで明治五年正月二十三日にいたり、神戸鉄道寮では、先年の買収予定地にあわせてその後の買収増地をもふくめ、用地の再調査を行なわんとし、兵庫県庁宛に、「西宮以東大坂間鉄道線へ相掛候田畑潰地高反別御取調ノ上早々御差出有之度此段及掛合候也。」⁽¹³⁾との文書をもつて、地所の調査について照会した。県当局はこのような照会に回答を与えるとともに、一方においては、買収を予定された土地の所有者である農民から、表作の作付準備期をひかえ、田畑耕作の進退如何んを解決するようにとせまられ、四月十四日に、「西宮以東鉄道御用地可相成場所々々、当稲作仕付方ノ儀如何相心得可申哉ノ段伺出候。右ハ如何申渡可然哉、種籾ノ都合モ有之候儀ニ付、至急御

答有之度候也。」⁽¹⁴⁾と鉄道寮に照会し、早速の回答を求めた。これに対して翌十五日、鉄道寮から「沿道諸村ノ耕作ヲ止メテ請フ。」⁽¹⁵⁾旨の回答をえ、耕作は中止された。

他方、家屋土蔵など人家の移転についての資金の下附は、大阪・神戸市内では早くから実施されていたが、沿道諸村については、四年十二月になつて、それも西宮以西の町村についての家屋其の外移転資金二五三円一錢九厘、退転資金九五円が兵庫県に下附され、同年同月十八日、兵庫県鉄道掛の手から、西宮以西の町村に対して田畑地代と家屋移転資金が下附されている。この資金の受渡し方は、まさに旧態依然というか、官僚主義の原型ともいふべきか、いずれにしても高圧的ないわゆる「下げ渡し」との状態であつて、当該諸村への達しの文面は、

「其村々鉄道御用地代金下渡候間、明十八日三役人並ニ地主総代式三人召連レ、昼九時無間違鉄道掛役所へ可罷出、若シ刻限延引候ハハ渡方不相成候間其旨可相心得者也。」⁽¹⁶⁾とある如くである。しかし右に記した西宮以西の町村に対して田畑地代および家屋移転資金が四年十二月十八日に下附されたといつても、西宮以西沿道諸村すべてがこれに該当するわけではない。それは当然のことであるが、既に同年内に用地買収が決定した個所のみについてのことであつて、芦屋川以西の武庫・菟原郡内でも、明治六年七月になつて工事ようやく緒につくといつたような箇所もあつたわけである。

ところで西宮以东の諸村において、鉄道用地に田畑が買収されることが決定し、しかも作付を禁止された農民達は、他所において代金下附済のあることで、とうぜんのことながら地代金の下げ渡し方を請求した。そこで県当局は五年七月二十日にいたり、

「西宮以东鉄道敷地代金下渡方ノ儀、村々ヨリ願出候ニ付敷地御確定ノ有無当五月中及掛合候処、測量御確定

不相成候ニ付至急測量御取掛ノ上御答可有之旨御申越ニ候処、未タ何等ノ御答無之、右ハ初発測量杭木御打立相成候節、田畑作附見合候様御掛合有之、則作付差置留候儀ニ付、此上線路相替候時ハ租税二重ノ引方相成、大蔵省伺ノ都合モ有之候間至急御確定相成度此段再応及御掛合候也。⁽¹⁷⁾」と鉄道寮に掛け合っている。これによると予定用地にはすでに杭木が打たれており、それによつて、租税関係から県当局では、大蔵省に潰地を申請し、租税の引方を請願している。したがつて測量不確定で、しかも線路変更ということになると、用地に予定された田畑は耕作は中止しており、不用地として払い下げられるようになることになると租税の二重引きの事態が生ずるわけである。そのために県当局は、地主の要求もさることながら、行政事務手続上の問題もあつて再度鉄道寮に掛け合つたわけである。これに対する鉄道寮の回答は、

「西宮以東鉄道線敷地代金村々ヨリ願出候ニ付御掛合ノ趣、且此上線路相替候テハ二重租税ノ引方相成、大蔵省伺ノ都合モ有之候間、至急確定可致旨御申越夫々致承知候。然ル処当節専ラ測量中ニ有之、仮令此上転線致シ、更ニ除税相成候共不得止儀ニ有之候間、追テ測量確定ノ上可申進候。此段及御答候。」⁽¹⁸⁾とあつて、県当局の表向き理由をそのままうけとり、しかもそれとは見解を異にし、たとえ線路変更があつてもやむを得ないことであると、なお測量確定の上で回答するというのみで、凡その期日すらしめなさい態度であつた。ようやく同年十一月七日になつて、

「西宮以東鉄道線潰地代当十二月中ニハ払下候積リニ付、未タ広狭等ハ確定不致候得共、几金高何程位ニ可有之哉、当寮御金操ノ都合モ有之候ニ付、至急御取調御申越有之度、此段及御掛合候也。」⁽¹⁹⁾との照会状が、田尻鉄道權助より神田県令宛に出された。そこで兵庫県当局では、同月九日、西宮以東の地代金と「兵庫ステーション」なら

鐵道敷設用地買収について (津川)

一一一

びに附替鐵道代金の概略を仕訳帳一冊⁽²⁰⁾にまとめ、

一反別五町五反歩余

兵庫ステーション敷地

(但老反二付)

此代金 壹万三拾四兩

凡金百八拾八兩ノ積リ

一反別貳拾壹町七反歩余

附替鐵道並ニ西宮以東鐵道潰地

(但老反二付)

此代金 壹万四千三百貳拾貳兩

凡金六拾六兩ノ積リ

合金 貳万四千六百六拾貳兩

の概算金額を算出し報告した。ついで同月十四日に、「西宮以東神崎川迄、貴県管下ノ分鐵道線路狭測量相済、右測量杭ノ通潰地ニ相成候間右代金調書御差回有之度当十二月御金御引渡可申候。」⁽²¹⁾との旨の回答が兵庫県庁によせられた。しかしその結果をみると、明治五年中には地代金の下附は実際にはおこなわれなかつた。しかも西宮以東ではさらに鐵道線路の追増地があり、明治六年一月になつて、これら追増地の調査がおこなわれるような状態で地代金下附はそう容易になされなかつた。

ところが明治六年一月九日に、太政官達として、

「自今諸官省使寮司ニテ地所入用ニ付買上ノ儀打合有之候ハハ、故障ノ有無、有税地・無税地ノ次第相糺シ、所分ノ儀見込相立其時々大藏省へ可申立事。」⁽²²⁾

が各府県に布令られ、従来臨機の処置がなされていた官省の土地買収の方法が統一されることになった。しかしこの太政官達に対して、工部省においては、他省と異なる事業内容をもつことから、上申書をもつて特別の処置の許可を願ひ出した。すなわち、

「自今地所買入ノ節ハ、其地方官ハ掛合、故障無之候ハハ伺ノ上買上方取計候様今般御達ノ趣致承知候。然ル処当省鉄道寮工業ノ儀、当府下ヲ始メ神奈川・神戸・大坂・西京間鉄道敷道並ニ「ステーション」構内ニ相成候分及ヒ鉄道設置ノ為ニ縦横通路、河堤・溝洫等付替、或ハ河邸等ノ高低ニ因テ、臨時線路模様替相成候分共、伺済ノ上建築致施行候テハ、工業遅延進歩致兼候間、兼テ鉄道允許相成居府下並ニ神奈川・大坂・神戸・西京等鉄道ニ相係リ候地所ノ儀ハ、買上方鉄道寮ヨリ掛合次第其地方官ニ於テ取計候様、東京府・京都府・神奈川県・兵庫県・大坂府へ兼テ御達置有之度、尤右取計候上御届申候様致度、依テ此段相伺候也。

明治六年一月十二日

正 院 御 中

工部大輔 山 尾 庸 三

結果、工部省の願ひは入れられ、関係各府県へは太政官達をもつて、同月十五日に、

「自今諸官省使寮司ニテ地所入用ニ付買上ノ儀打合有之候ハハ、故障ノ有無等相糺其時々大蔵省へ可申立旨、去ル九日相達置候処、鉄道寮建築ニ付テハ、鉄道敷道並ニ「ステーション」河堤溝洫附替、河邸ノ高低ニ因テ臨時線路模様替等、鉄道ニ相係リ候地所ノ儀ハ、鉄道寮ヨリ買上方掛合次第代其外取調、同寮へ打合地所渡方可取計事。」⁽²⁴⁾

鉄道敷設用地買取について (津川)

二三

が申し渡された。かくして明治政府の土地買収に関する施策の方向は決せられ、鉄道寮関係は別格の扱いが認められることになったが、時あたかも地券渡し方規則が發布され、地租改正の途上にあり、しかも兵庫県武庫郡の地租改正に対する反対運動がようやく展開されようとしていた時期であつただけに、土地制度改革に対する四囲の情勢の変化が、鉄道用地買収問題に何等の影響をも与えずにはおかなかつた。それは地代金の下附よりも地代金の決定にまずその影響が出てきたことである。

さきに明治五年十一月、鉄道寮では、当年十二月中に地代金を下附する旨を達しながら、この年中に実現しえなかつたことも、この価格の決定に問題が残つていたわけで、兵庫県当局は、同六年一月二十五日に、

「兵庫「ステーション」地所ノ儀、実価平均直段ヲ以テ御買上ノ積り、同所近傍売冗直段取調候処、別紙ノ通りニ有之、尤モ屋敷地ノ儀ハ、正有坪当リヲ以テ御買上相成候様致度旨申立、是迄ノ例モ有之儀ニ付、右ニテ御異存無之候ハハ、地代金仕出帳御回シ可申間、御出金相成候様致度云々。」⁽²⁵⁾

と鉄道寮に掛け合いをおこなつた。その回答には、

「兵庫「ステーション」地所ノ儀、実価平均直段ニテ買上可致ノ趣御掛合、就テハ右平均直段尅反当り並ニ屋敷地尅坪当り共御差回御申越ノ云々致承知候。於当寮ニハ、当時実価平均等モ敢テ承知不致、唯貴県御取調ヲ基拠ニ致候儀ニ付、於貴県ニ至当ノ御見込ニ候ハハ、於当寮異存モ無之儀ニ候間、仕出帳御回相成可然存候。云々。」⁽²⁶⁾

と即日速答され、しかも地租改正の問題にからんでの煩雜事を見越してのことか、「貴県で至当の見込なら、当方に異存はない。」旨を明らかにし、地価決定は県当局にまかされてしまつた。そこで県当局では、「実価平均値段」という一応の方針をたてが、その後これを再検討し、当時施行中の地券価格を基準にする線を打出した。同年

二月六日の鉄道寮の照会に、「去月廿五日附及御掛合候後、再考致候ニ、当金地券御施行中ニ付テハ、隣地右地券へ可用直段ヲ以テ御買上至当ニ可有之歟、西宮以東武庫川辺兩郡鉄道地代金ノ儀モ、右ニ准シ候積リ、尤右兩郡村々々、未申兩年作附差留候ニ付、作徳ハ更ニ下渡候積リ右御異存無之哉。⁽²⁷⁾」、と地券価格を基準として買収することの是非をただした。この点についても、鉄道寮では異存はなく、ようやくにして、買収地代金は地券価格を基準として決定されることになった。やがて同年四月四日に、兵庫ステーション地代金として、金一万八二二五円八九錢九厘が下附されたが、西宮以東の地所については、その後線路変更があり、買収地所が確定しなかつたため地代金の下附は、実際には明治七年二月になつてのことであつた。

四

大阪・神戸間の鉄道敷設は、大阪府西成郡・兵庫東川辺郡・武庫郡・菟原郡・八部郡の五か郡にわたつて施工されたが、このうち用地買収問題の解決のおくれた地区は、武庫川辺兩郡の村々であつた。このことはたんに買収交渉の如何んにのみかかつていたのではなく、予定線路の変更・測量の不確定による工事の遅延が大いに原因している。すなわち工事の停滞による日時の延引によつて、当時実施されようとしていた土地制度の改革¹地券渡し方規則の発布ならびにその実施²地租改正³とこの用地買収とを同時期におこなねばならなくなつたことが、多少の事態の紛糾を招いたものである。しかしながら考え方によると、地券が交付され、それぞれの土地の価格が決定したことは、土地売元の基準価格を確定したことであつて、その後の土地買収における煩雑事を除き、その実施を容易ならしめたといえるであろう。したがつて、このようなことから、結果的には、「お上の御威勢」で問題は簡単に

鉄道敷設用地買収について (津川)

二六

片ずいたとする見解もでるわけである。

以上において、明治三年十月以来はじめられた鉄道用地買収の問題の推移の大略をあとずけてきたが、それは主として為政者の側に残された資料によつておこなつたもので、この問題の一面をみたにすぎない。したがつてさらにこれを詳細に検討し、土地買収に対する地主・農民のうごき、あるいは反抗、防害などを知る為には、一般民間に残された資料によらなければ、その全きを期することが出来ないことは言を俟たない。しかしながら、現在のところ、筆者自身労をいとい、採訪を怠つているためでもあるが、民間資料の所在を明らかにすることは困難である。他日これらの関係資料を見出しうるものが出来れば、今日の不備を補充再考しようと思つている。大方の御教示を賜れば幸甚である。

註 (1) 駅通志稿

(2) (3) (4) 日本鉄道史 上巻

(5) 石井満著 日本鉄道創設史話

(6) (7) 日本鉄道史 上巻

(8) 神戸開港三十年史

(9) 明治工業史鉄道篇 一四一〜一四二頁

(10) 明治大正大阪市史 法令篇

(11) 神戸開港三十年史

(12) (27) 内閣文庫 兵庫県史 駅通 自第一編至第四編